



総会（理事会）で可否同数の場合

Question

事業協同組合の総会の議事において、可否同数であった場合はどのようにしたら良いでしょうか？また、理事会の場合はいかがでしょうか？

Answer

中小企業等協同組合法第52条において、総会の議事は出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長が決することとなっています。議長は同条第3項において「議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない」とあり、議決権が停止されています。これは、議長がその職務を公正に遂行しなければならないという趣旨によるものです。もちろん、書面又は代理人によって議決権を行使することもできません。そのため、本来であれば、可否同数の場合は否決と解されますが、合議体である総会の意思決定を明確にするために同法52条の規定により可否同数の場合に限り議長に決定権（可決か否決かいずれかを決定する権利）が付与されています。

なお、理事会においては、その議長の議決権について停止する旨の規定が中小企業等協同組合法にはないため、他の理事同様に議決権を有することとなります。したがって、可否同数の場合は否決となりますので、注意が必要です。

ちなみに、協業組合においては中小企業団体の組織に関する法律第5条の23で中小企業等協同組合法第52条が準用されていますが、議長の議決権の停止の規定がある同法52条第3項は準用より除かれています。そのため、協

業組合における総会の議事は議長を含む出席者の議決権の過半数（普通議決の場合）で決し、可否同数のときは議長に決定権はなく否決になりますのでご注意ください。

中小企業等協同組合法

（総会の議事）

第52条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会においては、第49条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款に別段の定めがある場合及び同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

中小企業等協同組法定款参考例

（総会の議事）

第44条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。